

○議長 小田 武人君

10 番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

10 番、川上です。

まず第一に、奨学金制度について伺います。

大学生の半数が利用している奨学金が貧困ビジネス化しています。強引な返済計画に多額の返済金、財産の差し押さえ、サラ金を思わせる手法が若者たちを経済的、肉体的、精神的に追い込んでいます。国もこれに対する対策に乗り出してきましたが、芦屋町でも学問を志す若者を支援し、シビックプライドを持たせるためにも給付型奨学金を創設すべきではないか。まず、この点について伺います。

○議長 小田 武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

芦屋町には、芦屋町奨学金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例、条例施行規則があり、平成 16 年度まで無利子の貸付型奨学金を貸与しておりました。当時、全町的に補助金、扶助費などの施策の見直しが行われ、平成 17 年度から奨学金制度は廃止となりました。また当時は、福岡県教育文化奨学財団や日本学生支援機構など、他の奨学金の給付を受けることができ、それで十分対応可能だとの検討結果によるものでした。加えて、芦屋町の奨学金制度の利用者が激減していたとの状況もございました。

このようないきさつで、町独自の給付型奨学金を創設することは、現状では大変難しい状況であり、国・県、そして県内の自治体の動向を注視するなど、現在調査中であります。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

日本の学費の高さは世界でも異常とされています。しかも、国には給付型奨学金制度がないため、奨学金を受ける多くの学生は、高校や大学を卒業すると同時に大きな借金を背負うこととなります。不安定な非正規雇用が拡大する中、経済的理由で進学を諦めなければならない若者がふえるなら、日本の未来は暗いと言わなければなりません。国の制度として給付型奨学金制度をつくることは喫緊の課題ですが、自治体独自で給付型の制度を創設しているところもあります。

国では民主党政権時代に高校授業料の無償化を行いました。現在は公立と私立を一本化した高等学校等就学支援金制度として、所得制限が設けられ、市町村民税所得割額が 30 万 4、

平成 28 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

200 円未満の世帯に授業料支援として支援金が支給されるとなっています。モデル世帯では年収 910 万円未満となり、なお、私立高校の学生には世帯収入に応じて 1.5 倍から 2.5 倍の加算があります。また、非課税世帯など低所得者世帯には、授業料以外の教育費が支給される返済義務のない高校生等奨学給付金が創設され、2014 年 4 月の入学者から対象となっています。

芦屋町の状況を見ますと、芦屋町の高校生が受けられるまた、大学生が受けられる県の奨学金制度は貸与型です。県の奨学金制度は、先ほど言われましたように旧日本育英会が独立法人日本学生支援機構に移行するにあたり、高校奨学金業務が 2005 年度より県に移管されて運営されています。今後、経済的理由により希望する進学を断念することがないよう奨学金制度の拡充が求められている時です。

それでは、奨学金の実態がどうなっているのかと申しますと、奨学金を貸し付けている日本学生機構は、奨学金の返済が滞った利用者や親への訴訟を乱発しています。2012 年度は 6,190 件、8 年前の 100 倍になっています。

支払い督促の申請件数は、2004 年度は約 200 件でしたが、2010 年度には約 1 万件となり、7 年間で 50 倍にもなっています。奨学金訴訟で財産や給与の差し押さえを行う強制執行は、14 年度は 320 件に上っています。また、ブラックリストに登録された件数は、1 万 7,079 件となっています。奨学金の平均利用額は約 300 万円。そして、約 33 万人が滞納をしています。滞納すれば、10%の遅延損害金が付けられる。こういった状況です。

日本育英会が、独立法人日本学生支援機構へと移行してから、こういったことが起こりました。回収率を上げることが最優先のペナルティー主義となり、400 人ほどの正職員の半数は、非正規や派遣社員に置きかえられました。機構の会計資料によると、14 年度の利息収入は約 370 億円、延滞金収入は約 40 億円となっています。回収業務を委託された民間業者は、回収により大きな収益を上げています。機構の理事長は高い回収率を「メガバンクと同じ」というふうにアピールして誇っています。

奨学金返済に苦しむ多くの人たちは、自分の力ではどうにもならない理由で構造的に生み出された被害者です。異常な高学費、そして低賃金、不安定雇用、金融ビジネスとなった奨学金制度という三重苦に苦しめられています。

こういったことを言いますと、「また川上が大げさなことを言いよる」というようにね、思うかも知りません。実際、そうしたら、こういった状況が現実起こっているかという点で見ますと、これは「奨学金の返還及び個人信用情報機関への登録について」という書類が送られて来た青年からもらったんですけれども。この青年は、初めて口座にお金を入れるのを忘れて、引き落としができませんでした。そしたら、こういった書類が来ました。こういったことが書いてあるかということ、「日ごろより、奨学金の返還の重要性につきましては、御理解いただいているこ

とと存じます。さて、前月末日時点において、あなたの奨学金返済の御入金を確認できませんでした。つきましては、必ず御入金等の手続をお願いいたします。御入金や返還期限猶予願の御提出がないまま延滞が 3 カ月以上となりますと、さきに御提出いただいた「個人信用情報の取り扱いに関する同意書」に記載の内容に基づき、あなたの個人情報が延滞者として個人信用情報機関に登録されることとなります。延滞者として個人信用情報機関に登録されますと、クレジットカードが使えなくなったり、住宅ローンが組めなくなる恐れがありますので、くれぐれもご注意願います。」となっています。

この中には「返還期間を猶予する制度がございます。」ということが書いてあります。ただ、この救済制度もありますが、この制度はですね、今までの滞納したまでの元金と延滞金、そういったものを全て支払わないと、その対象にならないというのがありますし、そういった対象になっていったとしても、5 年間は猶予されるだけです。5 年以後は、収入がゼロであっても払わなければいけないということで、そういった点では払わなかったら、今度は裁判が行われる、差し押さえをされるという、そういった厳しいものになっているという、これが現実です。

OECD加盟国 34 カ国で唯一、学費無償も給付制奨学金もない国は日本だけです。日本と同様に高学費、低支援だった韓国は、国民の運動によって給付制奨学金を実現するなど大きく制度を転換しました。日本の奨学金学費制度は、世界でも群を抜いて異常です。ここまで若者を追い詰めている国はありません。返済不要の給付制奨学金を直ちに導入するように、これを国に求めるべきだと思いますが、その点は芦屋町としてはどういった行動を起こすのでしょうか、伺います。

**○議長 小田 武人君**

学校教育課長。

**○学校教育課長 新開 晴浩君**

芦屋町単独ではなく、遠賀郡町長会などで要望事項として検討するよう、町長部局と十分協議調整させていただきたいと考えております。また、現在、国の重点施策にも入っており、今後、制度の充実が図られるものと考えております。

以上です。

**○議長 小田 武人君**

川上議員。

**○議員 10番 川上 誠一君**

ぜひね、早急に、国も当初は給付制奨学金を行うということをしていましたが、この最近ではトーンも落ちてですね、する方向ではなくなったようではありますが、ぜひですね、全国的な自治体の世論と運動によってですね、国をこういった給付制奨学金制度の設立のためにですね、動

かすようにして行かなければいけないというふうに思います。

それでは、国だけではなくてですね、自治体でこういった給付制奨学金制度をやっているかという、例えば、調べましたところ、宮城県の加美町では高校生奨学金が月額 2 万円。短大、専門学校が月額 4 万円。それから、大学、大学院生が月額 5 万円という、こういったのを給付制、返さなくていい奨学金制度でつくっています。また、沖縄の竹富町、ここではですね、給付資格としては町内に勤務することが条件という、こういった勤務をつけていますけど、ここでは 3 万円から 5 万円でやる検討をしています。町外出身者でも町内で働く、町内に住むという人には、こういった給付金を出すということになっています。川満栄町長は、「人材育成は未来への投資。来年度から適応できるようにしていきたい。」というふうに議会で述べています。

北海道の新ひだか町、ここではですね、月額 3 万 7, 0 0 0 円以内の奨学金制度を給付制で創設しています。また、和歌山県のみなべ町では、給付額は年額 2 0 万円。そういったですね、給付制の奨学金制度をつくっています。秋田県の三種町、ここではですね、議会での答弁で町長は「県の海外研修に随行してフィンランドを視察した際、大学、大学院まで授業料免除という制度があり、うらやましく思った。今後は給付型の奨学金制度が望ましいと思っている。」と、こういったことを議会で答弁しています。

また、県内でもですね、行橋市がですね、小中学校の教員になることを前提としてですね、奨学金の返納を免除するという、こういったことを今度やるようにしています。

そういった点で、リーマンショック以来、経済的理由で進学を諦める例、奨学金が返済できないケースがふえています。学問を志し、真理を追究する意欲のある青年を支援することにより、芦屋町へのシビックプライドが形成されるのではないかと。これは、今度の芦屋町の教育大綱の中でもですね、シビックプライドということがうたわれています。「シビックプライドとは」ということで、「自分の住んでいる、また、働いている町に対して、誇りや愛着を持って、みずからもこの町を形成している一人であるという認識を持つことです。より積極的に町にかかわっているという意識を持つことが大切です。」というので、まちづくりにですね、積極的に参加していただくということ。

私はやっぱり、自分がやっぱり学問を志したいという中で、金銭的にそれができないという、それを町が支援して勉強しなさいという、そういったことを町が自分にしてくれるのなら、自分はやっぱりこの町に対して、学校を出たらやっぱりこの町がよくなるようにしていくという、そういった気持ちがやっぱり生まれると思うんです。そして、町で働くという。例えば、やっぱり芦屋中央病院もありますし、芦屋町の役場とかそういったところがあるので、そういったところに医者とか看護師とか、また、自治体労働者とか、また、保育士とか、そういった人に芦屋町の町民に、芦屋町の青年になってもらう、そういったことをですね、道をつくっていかなければい

平成 28 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

けないというふうに思っています。そのためにも、本当に、町のためにもですね、私は町が若者に投資をするということだと思います。給付型の奨学金の創設について、こういった点ではですね、先ほど課長の答弁もありましたが、町長についてはこういった観点からどのように考えるのかを伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

川上議員、いろいろ、るるお話されて、一言一句全てのことはごもつものことでございましてですね、何一つ反対するような話ではないわけでございまして、できればそういうような形の中で全てやっていきたいという思いは、議員の皆さん、それから執行部も同じであるわけでございますが。いつも言っているように、じゃあ財源どうするかというような話に最後なるわけでございまして、どこかをふやせば、どこかを削らないといけんとかですね、そういう問題が出てくるわけでありまして。ここに1つ、おもしろいと言ってはあれですが、毎週来るんですが町村週報の中で、山口県の和木町長の米本町長さんが、ここは人口がですね、6,500人ということで、石油コンビナートが日本で最初にこの町に建設されて、企業城下町、税収が豊かであったということで、全ての今言われるようなですね、子供のことにつきましては、給食費を無料、医療費無料、中学生を2週間オーストラリアに語学留学、幼稚園、保育園の保育料は5,000円、英検の受験料を全額助成、いろんなことをしておりましたと。しかしながら、昨今のこの経済状況の中でこれができなくなったということで、非常に困っておるということがあるわけでございます。

今、芦屋町、じゃあ川上議員が言われたようなことをやれないかという、やれると思います。手前味噌ですが、競艇が今順調でございます。しかし、競艇事業もいつまでも、やっぱり事業ですのいいとは限らない。じゃあだめになった時にそれを続けられるか、いつかやめないといけんと。そういうことも、いろんなことも考えて、やはりどうしても国の動向、県の動向を考えなければならぬという形になろうかと思えます。今まさに言われております川上議員の言われたことは、教育の問題につきまして、今回の参議院議員のですね、公約の中で、いろいろ各政党うたっております。そういう形も注視して、今さっき課長が言ったようにこれは単町だけではなく、遠賀郡の町長会として、また、県の町長会として、国のほうにそういう形の中で申し入れさせていただくということでの答弁で、御了解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

平成 28 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

それではですね、現在のですね、日本学生支援機構の奨学金は無利子のもありますが、ほとんどがですね、借りれるのは有利子のしかありません。では、芦屋町でですね、奨学金制度をもっていました、この芦屋町の奨学金の基金は現在いくらあるのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

平成 27 年度末現在、基金の総額は約 1 億 4, 000 万円です。うち現金が約 1 億 1, 176 万円、貸付金額が約 2, 223 万円となっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

一応、目的基金であるということですね、これは奨学金に使うということが前提でしょうが、平成 17 年になくなったということですが、私は今のこういった高利子の奨学金制度ではなく、やはり芦屋町独自でですね、前やっていたような無利子の奨学金制度を復活して、せめてやっぱり利子を払わなくていい奨学金にすべきだというふうに思いますけど、これはですね、町がやろうと思えば基金も財源もありますから、できると思います。ぜひですね、こういった無利子の奨学金制度を芦屋町独自の施策として復活していただきたいと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。伺います。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

先ほど申しあげました貸付中の金額約 2, 223 万円の大部分が、昭和 62 年からの累積滞納金額です。基金の現金が現在約 1 億 1, 176 万円ですので、奨学金貸与を再開させた場合、基金の安定的運営、貸し付けの継続が可能なのか、また貸付金の返還、回収が見込めるのか、やはり国や県、そして県内の自治体の動向を注視するなど、慎重に検討する必要があるのではないかと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

滞納もあるということですが、滞納という点ではですね、払わないではなく、払えないという

平成 28 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

そういったところもあると思います。やっぱり、今の雇用条件、非正規雇用になっているという状況。たとえ借金して大学を出ても正規雇用ではなくて、非正規で、とても奨学金を払えるような状況ではないということが、今の現実だと思いますし、また、正規雇用にあったとしてもですね、手取りが十二、三万ぐらいしかないという、そういった状況の中での厳しさがあるという、そういった点で滞納もあると思いますが。ただ、多くの方々は滞納を返還しています。これは、やはり社会的にやっぱり若者がちゃんとした雇用が行われて、そして、ちゃんとした給与をですね、生活できる給与をもらうという、そういったことが前提になりますが、そういった社会をつくるのがまず第一ですので、そういったものを含めてですね、今後ともぜひ検討していただきたいと思います。

続いてですね、二点目は住宅の耐震化にしていますが、教育委員会に関連しますので三点目の就学援助についてを伺います。

就学援助は、学校教育法に基づき、家計が苦しい世帯の小中学生に学用品、修学旅行、給食費などの費用を支給する制度です。2012年度は、全国で生活保護世帯約15万人、低所得者世帯約140万人の合計約155万人がこの制度を利用し、利用率は16%、小中学生のおよそ6人に1人が援助を受けています。

子供の貧困が社会問題となる中、子供の教育を支える大きな役割を果たしているのが就学援助制度です。そこで、次の点を伺います。

新入学用品の支給が7月となっていますが、入学準備金の支給が入学後では制度の意味が減じます。福岡市では3月に支給を開始しています。芦屋町でも改善すべきと考えますがいかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

就学援助費を判定する際に必要な所得額は、住民税課税後の6月にしか確定できないため、芦屋町の場合は7月に支給しております。確かに、入学時には制服代やランドセル代など、かなり高額な支出が伴うため、県内でも福岡市が平成27年から、支給月を3月に早めたという報道がなされております。

ただ、仮に、3月に支給するとした場合、その時点では所得の確定ができていないため、前払いをすることになります。そして、6月に所得が確定し、もし基準需要額を上回った場合には、保護者に返納を求めることになってしまい、逆に御迷惑をおかけすることになります。また、入学準備金を受け取った後、他の自治体に転出されるケースもありますので、現時点では現状のまままでと考えております。

平成 28 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

お手元にですね、福岡市教育委員会のホームページを印刷した資料があると思いますが、これはですね、就学援助（入学準備金）の入学前支給についてということで、福岡市がですね、今年は3月より前に入学準備金を支給するようにしています。これを見ますと、中段のですね、受付期間が平成28年1月4日から平成28年の1月29日と、早い時期に受け付けを行いですね、そして、3月に間に合わせるという、こういったことをやっています。

先ほど課長が言われたように、いろいろな問題点はあると思いますが、福岡市のほうもですね、こういった問題点をクリアし、そして、入学準備金のみをですね、3月前に支給するというのをやっていますので、これは今、全国でいろんな自治体もこういった取り組みの方向を行っています。ぜひ、芦屋町でですね、こういったことを参考にしてくださいというふうに思います。

続いてですね、国は2010年度から就学援助支給の対象にクラブ活動費、生徒会費、PTA会費を加えています。芦屋町でも拡大すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

この就学援助制度は2005年3月に就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律が改正されたことに伴い、国庫補助制度が廃止され、準要保護児童生徒に対する学用品費や給食費などに対する就学援助費は、一般財源化され交付税措置されているところです。その後、2010年に新たにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費が対象経費として追加され、要保護世帯には生活保護費の中に組み込まれ、支給されております。

現在、準要保護世帯に対して、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を就学援助の対象としている自治体は、県内に7市町ございます。筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川町、小竹町、大刀洗町。

芦屋町でも、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を就学援助の対象とすることについて、近隣の市町の動向を見ながら、検討させていただきたいと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。



○議員 10番 川上 誠一君

これは、国のほうもですね、こういったものを対象にしないということ、県内ではですね、少ないですけど、そういった7市町がやっています。私のデータでは、8市町になっていますけど。そういった点ですね、ぜひ拡充をお願いします。

それとですね、利用者の拡大のために申請のお知らせに対象となる世帯構成人数と所得基準額の目安を載せることができないでしょうか。こういったことについて、お伺いいたします。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

現在、毎年2月に開催している入学説明会において、説明資料を配布し、学校教育課の職員から直接説明をしておりますが、その資料には各世帯の状況が異なるのでモデルケースの明示は現在していません。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

資料のですね、2枚目ですね、鎌ヶ谷市ですかね、ここの保護者の皆様へ、就学援助の制度についてというのをしております。これではですね、中段に載っているようにですね、援助を受けられる方ということで、現在、生活保護（教育扶助）を受けている方、保護者の収入が不安定で援助を必要とする状態にある方、保護者の長期にわたる病気や突発的な事故、災害などのため、経済的に困っている方ということで、その下に23年度認定の参考目安例ということで、2人世帯で母親38歳、小学生8歳で持ち家があるか、ないか、そういったことで認定基準額がいくらか。また、4人世帯、父親、母親、小学生、幼児がおれば、持ち家で282万、貸し家で375万と、こういった認定基準の目安を載せています。こういったものを載せればですね、自分が就学援助の対象になるか、ならないか、そういったことが容易にわかるのではないかと思います。

それと今、芦屋町ではですね、要保護・準要保護制度とか、そういった呼び方でやっていますけれど、この呼び方ではですね、生活保護を受けるのかという、そういったふうにとられてハードルが高くなるという傾向にあります。これは最初にありましたように、「市ではお子さんたちが学校で楽しく勉強できるように、学用品や給食などの費用についてお困りの方に事情を聞いて援助する制度を実施しています。この制度の利用を希望される方は、学校の担任の先生に申し出てください。」ということで、就学援助という名称でこういった内容にすればですね、大変ハー

平成 28 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ドルが低くなって、やっぱり生活が苦しくて子供に十分な教育をさせてあげられないという方がですね、参加されて来て、給食費の滞納とかそういった部分も解消につながるというふうに思いますので、ぜひですね、そういった表現についてもこういった内容を参考にしながらですね、やっていただきたいというふうに思います。そういった点で、またそれから、先ほど 2 月に説明会を行うというふうに言っていましたが、ぜひですね、そういった中でこういった書類を渡しながら、ぜひこの就学援助をですね、利用しやすいようにしていただきたいと思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、説明会時の資料につきましては、よりわかりやすい資料となりますよう、モデルケースの明示も含めて改正を検討したいと考えます。

また、準要保護の表記につきましては、芦屋町の規則名は芦屋町町立学校児童生徒就学援助規則です。制度名としては児童生徒就学援助です。ただ、生活保護法に規定されている「要保護者に準ずる程度に困窮していると認められるもの」との表記から、申請書等の様式にも「準要保護」の表記が使用されているためと思われます。こちらにつきましては、今後、調整、検討を教育委員会内で進めていきたいと考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

ぜひお願いします。

それとですね、文部省の通達では、援助の対象となるものに医療費も入っております。この医療費については、学校保健法施行令第 7 条に定めるものとして、トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹、中耳炎、蓄膿症、アデノイド、虫歯、寄生虫病食という、こういったものについてはですね、就学援助の中でですね、医療費の対象として無償になるというふうになっていますが、芦屋町ではこういったことについて、就学援助の対象としているのでしょうか。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

現在、芦屋町では夏休みの歯科治療、中耳炎、寄生虫病等、ごく一部の病気に限っております。ただ、今議員がおっしゃった感染症などの医療費につきましては、平成 28 年 10 月から中学生

平成 28 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

まで完全無料化となりますので、そのあたりの検討、援助枠の拡大については不要かと考えております。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ、そういったところもですね、対象を拡大していただきたいのと、それとやはり最近の子供は目が悪いという問題もありますので、目が悪くて黒板の字が見えないとかそういったこともありますので、眼鏡とかコンタクト、そういったものについてもですね、今後やっぱり、学習環境の一貫としてですね、見るべきではないかなというように思います。

それと、生活保護基準がですね、2013年に切り下げられた中でですね、前年まで使えた就学援助の対象外となる生徒が出てくるという、そういった状況が起こっています。国はですね、これに対して、この影響が出ないようにというふうに自治体には求めています、それ以上のことは言っていません。芦屋町ではこれをですね、やっぱり影響が出ないようにというので、そういった対応をしましたが、今後ですね、やはりこれについてもですね、今まで就学援助を受けている方がそういった基準によって、引き下げることによって、受けることができなくなるという、そういったことがないようにしていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょう。

○議長 小田 武人君

学校教育課長。

○学校教育課長 新開 晴浩君

まず、先ほどの眼鏡やコンタクトレンズ等の用具についての支援ということですが、これらを援助対象とすることに関しては、郡内や県内、近隣の市町村の状況を把握、確認しながら、慎重に検討したいと考えております。生活保護の項目との関係性もございますので。

次に就学援助の枠を拡大していくことにつきましては、確かに非正規社員等の増加により、俗に言う貧困家庭がこれから増加していくとも言われております。このような社会情勢の中、今後就学援助に関するケースがますます増大すると思われま。このような状態の中、近隣市町村の動向を見ながら、まずは芦屋町教育委員会での調整、検討が必要であると考えます。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

平成 28 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

ぜひともですね、子供たちに行き届いた教育が与えられる環境をですね、つくっていただきたいと思います。

続きまして、住宅の耐震化について伺います。

今回の熊本・大分地震では、震度 7 を 2 度も記録し、複数の断層に地震が連鎖した前代未聞の震災となっています。熊本県などの一連の地震で犠牲になった方の状況を分析したところ、7 割を超える方が家屋の倒壊で亡くなっており、半数以上が耐震基準が厳しくなる 1981 年 6 月以前に建てられたことも判明しました。

住宅の耐震化は、震災時に津波以外の死者数を減らす最も有効な策とされ、政府は「2020 年までに少なくとも全国平均 82% を 95% に上げる」という数値目標を掲げています。福岡県では持ち家住宅の耐震補強事業を実施していますが、芦屋町での運用や周知はどうなっているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

企画政策課長。

○企画政策課長 柴田 敬三君

福岡県の木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金制度などを活用して、平成 26 年度から芦屋町木造戸建て住宅耐震改修補助制度を継続しております。補助率は 40% で、上限は 60 万円となっております。

周知につきましては、広報あしやの平成 26 年 10 月 15 日号で、「震災に強いまちづくり木造戸建て住宅の耐震改修工事を補助します」という見出しで、1 ページの紙面を使って、対象住宅や対象者、補助額、対象期限、制度の流れなどを詳しく紹介しております。また、平成 27 年 4 月 1 日号では、「芦屋で住もう」という定住策を紹介している 2 ページ特集の中で、この制度を紹介しております。ホームページでも紹介していますが、28 年度に入って広報あしやでは、まだ紹介していませんので、早急に掲載したいと考えております。

なお、過去 2 年間の申請の実績はありません。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10 番 川上 誠一君

私もホームページを見てみたら載ってなかったんでね。芦屋町はしてないのかなと思ったら、一応しているということですね。ただ、言われたようにですね、実績はゼロということです。これは、全県的にそうで、福岡県内で 113 件しか使われていません。福岡市が 59 件ということで、一番トップ、あとほとんどなく、近隣では岡垣が 1 件、水巻町が 1 件と、そういった状況で

す。

これはやっぱり今まで熊本もそうでしたけど、地震が来る。特に震度 7 とかね。そういった家が倒壊するほどの地震が来るということをほとんどの方があまり想定してなかったんで、そういったものが必要ないということと、それと、築 35 年以上建っている住宅がほとんどということで、高齢の方がおってですね、そういったところになかなかお金をかけにくいという、そういった状況があるんだというふうに思います。そういった点ではですね、ただ熊本地震が起こった中で、やはり、家屋が倒れて命を失うという、そういった最悪の事態を防ぐためにもですね、耐震改修補修はですね、していき、やっぱり国が言うように 95% の目標というのをどうクリアするかというところが、今、自治体に強く求められていることだと思います。

それで、芦屋町としてはですね、空き家対策としてですね、空き家バンク制度とかそういったものもつくると思いますが、この空き家バンクにしてもですね、ほとんどが建築基準法の新耐震基準ができた 1981 年前の家がですね、多く登録されると思います。そういったふうなですね、一定の地震が来れば家が崩壊するという、そういったところを空き家バンクに登録すること自体がやはり、耐震基準に満たないという点ではどうだろうかというふうに思いますが、そういった点ではどう対応するのでしょうか。

○議長 小田 武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長 入江 真二君

空き家バンクの登録の件ですが、現在、芦屋町内で空き家の調査を 8 月の中旬まで行うようにしております。その中で特定空き家になる分とか、そういった調査で所有者にその空き家バンクの登録についての承諾を得たものについては、空き家バンクに登録して、それを町のホームページとかで紹介するというを考えて、今現在、要綱等をつくっております。

それで、議員が言われますように耐震化に合格したものだけをするのか、それともどうするのかというのは、まだ詳しくは考えておりませんが、町としてはあくまで空き家バンクというのは、定住促進の観点で行うことにしておりますので、表現があれですけど、かなり古くて住める状態ではないものであっても、例えばその土地に住みたいという方がいらっしゃれば、そういったことでその家を買われて、解体して新築するというようなことも考えられることがあります。芦屋町としてもその中古住宅解体補助金とかをやっておりますので、空き家バンクのこういった家を対象にするかというのは、もう少し慎重に検討したいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

町が出している「あしやで暮らす」というこういった中で、今、中古住宅なんかも購入すればどうですか、解体すればどうですか、新築すればどうですかということですね。そういった中で、町としても補助金を出しますよということ、積極的に定住施策を進めているわけなんですけど。

例えば、中間市ではですね、中古住宅リフォーム補助金ということで、確か30万円。中古住宅を買って、中間市に住もうという人は、そういったふういろんなリフォームとか耐震化が必要でしょうから、30万円出しますよという、そういった制度をつくって、定住促進に加えています。こういったですね、熊本の震災が起こったということを考えれば、やはり、ちゃんとした耐震化ができている家に住ませるということも町の役割だというふうに思います。

今、民間ではですね、そういった住宅を紹介する不動産会社とかそういったのが、耐震化をしてないところを紹介して、仮に潰れた時には民間としての責任が問われる、そういった問題が発生するんじゃないかということも論議されていますので。例えばこういった中古住宅を買った時に、リフォーム補助金をこういった「あしやで暮らす」という制度の中に導入するという、そういったことは考えられないのでしょうか。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

じゃあ、全般的なことでございますので、私のほうから答弁させていただきます。

議員も言われましたように、今回の熊本地震におきましては、日本全国経験したことがない、皆さん国民もそうなんですけど。きょう午後からまた松岡議員のほうからいろいろ地震のことにつきまして、一般質問が出ておるわけでございますが、これを機に、やはりいろんな方面から変えていくべきところは変えていかなければならないというふうに思っております。議員の言われましたことにつきましても、いろいろな面からですね、検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

ぜひ、お願いします。

それで、今プレミアムつき商品券が出ていますが、この後に高額商品券を発売するというところで、これは前回も、前々回も出た住宅のリフォームとかね、そういったものに使われるということで、これはこれで、耐震化とかリフォームする場合に大きく役立つというふうに思いますが、

平成 28 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

これは予算規模が 2, 0 0 0 万ということで、5 0 万として平均したら 4 0 件ということになります。この 4 0 件全てが、こういった住宅のリフォームとか耐震化とかではなくて、やっぱり、いろんな高額の家電を買ったりとか、いろんなものに使うというのもありますので、そういった点では対象者もですね、住宅を改修する対象者というのはやっぱり絞られてくると思いますし、また、規模を大きくしていけばですね、この商品券自体は商工会の負担もやっぱり出てきますので、そういった点では商工会自体がこういった負担をできるのかという、そういったところがあると思います。

それで、今までも言ってきましたけれど、やっぱり私は、町としてこの住宅改修耐震化については、住宅リフォーム助成制度をね、この間ずっと要求してきましたけれども、まだまだ芦屋町は高額商品券で対応するとかそういったことになってはいますが、ぜひやっぱり町独自のやっぱり住宅リフォーム助成制度をつくってですね、やっていただければというふうに、もっとやっぱり県の助成、そしてこういった商工会のリフォーム、そして町の住宅リフォーム制度、こういった 3 本立ての中でですね、住宅改修をやるべきではないかなと思います。

だんだん、だんだんやっぱりこれも近隣にも広がってきまして、今度、中間市で住宅リフォーム助成制度がスタートします。これは、補助対象工事費の 1 0 % の額ということで、上限は 1 0 万円でやるということですね。もちろん、市内の施工業者に限るということ。こういった制度に今回、中間市が取り組むことになりました。そういった点ですね、ぜひやっぱりこういった制度も入れて県の補助制度による耐震化、移住定住制度による耐震化、そして町の住宅リフォーム制度による耐震化、こういった制度を活用し、改修費が高額で二の足を踏んでいる方ですね、耐震工事を促進し、万が一の時の被害をですね、軽減できるように、やっぱり町ですべきではないかというふうに思いますが、この間一般質問で何回か取り上げてきましたが、この住宅リフォーム助成制度について理事者の考えを伺います。

○議長 小田 武人君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほど言ったとおりでございますので。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 1 0 番 川上 誠一君

ぜひ、検討をしてください。

それでは、最後に高齢者の移動手段について。ここ数年で、高齢ドライバーによる交通事故や危険運転が相次いで起こっています。警察庁によると、交通事故の総件数が年々減少している一

平成 28 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

方で、65 歳以上の高齢ドライバーによる事故の割合が増加の一途をたどっているとのこと。

一昨年 1 年間に発生した事故 3 万 7, 184 件のうち、およそ 5 分の 1 が高齢運転者の事故でした。今後、超高齢化社会が訪れるにあたり、高齢者ドライバー問題に具体的な対応が求められています。

芦屋町では運転免許証の自主返納者に対する補助について、どのように考えているのかを伺います。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

運転免許証自主返納制度は、高齢者による交通事故の増加や事故を懸念する家族からの相談によって、平成 10 年道路法の改正により開始されております。

現在、運転免許証を返納した場合、「運転経歴証明書」の申請をすることができます。「運転経歴証明書」とは、運転免許証を返納した方が交付申請できる証明書で、金融機関などで公的な身分証として使用できる運転免許証と同じサイズのカードです。24 年に法改正が行われ、使用期限が無期限になったことから、自主的に返納する方がふえてきています。

議員がおっしゃるように、福岡県内での事故件数も、平成 18 年が約 5 万件、平成 27 年では約 4 万件と年々減少傾向にあるのですが、高齢運転者が当事者となった事故件数は、平成 18 年が約 5, 000 件、平成 27 年では約 7, 000 件と逆に年々増加しています。全国でも、高齢運転者による交通事故が近年増加傾向にあるため、運転免許証を自主的に返納しやすいよう、返納した高齢者に対して、移動のための交通手段に関する支援を行っている自治体があります。

福岡県では現在 9 つの自治体の実施しており、近隣では遠賀町が 65 歳以上の高齢返納者 1 人につき 1 回を限度として、コミュニティーバスの回数乗車券 50 枚（5, 000 円分）を支援しています。

芦屋町は、JR の駅がないことや買い物などについても大型スーパーがないことから、隣町へ赴くことが多く、自家用車での移動に依存している地域だと思われます。実際にタウンバスの促進に関して、5 つの自治区にお伺いしたときに、この自主返納制度についてお聞きしてみたのですが、他の自治体が支援している内容ぐらいでは、自主返納はしないとの意見でした。

こういうことで、補助制度を設けても免許証を自主的に返納するとは考えづらく、費用対効果を考えれば、すぐに積極的に取り組む状況ではないと判断いたします。今後、実施している自治体の状況を注意深く見ていきたいと思えます。なお、免許返納者への支援策については、他の自治体が行っている一過性の補助ではなく、まずは、交通面の利便性をよくすることも 1 つの方法だと思えます。



平成 28 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

今年度、平成 30 年の病院移転に伴い、今後の交通網の計画を行いますので、このことも含めて策定していきたいと思えます。また、運転に不安を感じるようになってきた高齢者の方には、運転免許証を返納する制度があることを、交通安全運動等を通じて啓発は行っていきます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

この運転免許証自主返納制度というのはですね、いろんな自治体で今後取り組まれていくというふうに思いますが、とにかく家族の方にとっては、「運転が怖くて、もうやめてほしい。」「なんとか運転免許証を返上させたい。」という、こういった訴えがふえていると思えます。しかし、本人自身はですね、なかなか車を手放したくありません。自主返納した高齢者は交通弱者となり、日常生活に支障をきたす問題が懸念されます。特に芦屋町では、先ほど課長も言われたようにですね、買い物をするにしても、高須とか水巻、それから遠賀、岡垣とか、そういったところに行くことも多いということですね、車がやっぱり必需品だということで、なかなかそういったところに足を踏み出しきれないということがあっていると思えます。

こうした中でですね、全国の自治体で取り組んでいるわけですけど、バス、タクシーなどの公共交通機関の運賃割引制度や無料乗車券を導入している自治体があります。金額にしてもですね、大体 2 万円程度。先ほど遠賀町がコミュニティーバス券が 50 枚と言いましたが、岡垣町は西鉄バスの IC カード 1 万 5,000 円程度かコミュニティーバス乗車券 2,200 円を 7 セット、1 万 4,400 円ですね。それから、タクシー券 650 円が 24 回。この 3 つのうちどれかを選択してくださいということで、どれも 1 万 5,000 円程度、こういったことです。これではですね、やはり一時的な対応にはなりましようけど、長期的というふうに見れば、なかなかそこに足を踏み出すかという点では疑問視されます。

福井県の鯖江市では市民バスの無料乗車券を最長 10 年にわたって交付する制度を導入しました。これによって返納者が 10 倍を超える増加というふうになっています。芦屋町でも公共交通が撤退する中で、町としてタウンバスや巡回バス、こういったものを運用しています。巡回バスにしても、今後運用の仕方が誰でも乗れるようにするとか、また、100 円バスにするとか、そういった部分についても論議されていますけど、そういった点ではですね、芦屋町自体のそういった町の交通機関を多くの方に利用していただき、活性化していただき、持続可能な制度といえますか、そういったことにしていくためにもですね、ある程度免許証返納率を上げていくために、無料バス制度というのを出してですね、そういった人たちについては、芦屋町のタウンバスとか巡回バスについては、無料で乗れますよという、そういったふうにしていけば、稼働率も上がる

平成 28 年第 2 回定例会（川上誠一議員一般質問）

んではないかなというふうに思っています。これについては賛否もあると思いますが、一応、町が負担する部分も今までどおり変わらないというようになるので、そういった点ではこういったこともあるべきかなと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

今言われたようなことも考えていきたいと思いますが、まずは返納者だけっていうふうな捉え方ではなく、高齢者全体のこともあります。またタウンバスについても一部しか通ってなくて、山鹿の大君あたりも通っていないという状況になっていますので、また、うちのほうは市営バスが折尾のほうに走って、向こう側のほうにも行かれる方も多いいということもあります。また、市営バスは町が運営しているバスではありませんので、そことのまた協議も必要になってきますので、このことも含めて計画の中で策定していきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

おっしゃるとおりで、私もね、免許証返納者だけで狭く見ていたらいけないと思って、それはその施策としてやりますけど、基本的にはやっぱりもちろん全ての交通弱者への施策が重要であり、タウンバスや巡回バスの本数をふやすなど、利便性を充実させ、より多くの方が利用される公共交通にしていくという、そこがやっぱり一番の基本だと思います。こういったですね、点を踏まえてですね、運転免許証の自主返納制度を促進するようにしていただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。